

特定外来生物の防除等に関する行政評価・監視

【参考資料】

- | | |
|------|---|
| 資料 1 | 特定外来生物一覧（平成 25 年 9 月 1 日現在） |
| 資料 2 | 特定外来生物指定種一覧（指定時期順） |
| 資料 3 | 調査対象とした鳥取県、広島県、山口県、徳島県及び香川県の 5 県における特定外来生物の分布状況 |
| 資料 4 | 調査対象 5 県内における外来生物法第 18 条に基づく防除の確認又は認定及び鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲許可によるヌートリア・アライグマの捕獲実績 |
| 資料 5 | 外来生物法と鳥獣保護法に基づく鳥獣の捕獲の比較 |
| 資料 6 | 鳥取県によるヌートリア等の防除の推進に係る取組状況（推奨事例） |
| 資料 7 | 調査対象河川国道事務所等におけるオオキンケイギクが管理区域周辺の土地と一体となって繁茂している箇所 |
| 資料 8 | 抜取りによる効果的な防除が必要と認められる事例 |
| 資料 9 | セイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可者に対する現地調査結果 |

資料 1 特定外来生物一覧（平成 25 年 9 月 1 日現在）

分類群	種 名
哺乳類 (23 種類)	フクロギツネ、ハリネズミ属全種、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハラリス、タイリクモモンガ、トウブハイイロリス、キタリス、フィンレイソソリス、マスカラット、カニクイアライグマ、アライグマ、アメリカミンク、シママンゲース、ジャワマンゲース、ファイリマンゲース、シカ亜科全種（アキシスジカ属、シカ属、ダマシカ属、シフゾウ）、キョン
鳥類 (4 種類)	ガビチョウ、カオグログガビチョウ、カオジログガビチョウ、ソウシチョウ
爬虫類 (16 種類)	カミツキガメ、アノリス・アルログス、アノリス・アルタケウス、アノリス・アングステイケプス、グリーンアノール、ナイトアノール、ガーマンアノール、アノリス・ホモレキス、ブラウンアノール、ミドリオオガシラ、イヌバオオガシラ、マングローブヘビ、ミナミオオガシラ、ボウシオオガシラ、タイワンスジオ、タイワンハブ
両生類 (11 種類)	プレーンズヒキガエル、キンイロヒキガエル、オオヒキガエル、アカボシヒキガエル、オークヒキガエル、テキサスヒキガエル、コノハヒキガエル、キューバズツキガエル、コキーコヤスガエル、ウシガエル、シロアゴガエル
魚類 (13 種類)	チャンネルキャットフィッシュ、ノーザンパイク、マスキーパイク、カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ホワイトバス、ストライプトバス、ヨーロッパパーチ、パイクパーチ、ケツギョ、コウライケツギョ
昆虫類 (8 種類)	テナガコガネ属全種、クモテナガコガネ属全種、ヒメテナガコガネ属全種、セイヨウオオマルハナバチ、アルゼンチンアリ、アカカミアリ、ヒアリ、コカミアリ
無脊椎動物 (20 種類)	キョクトウサソリ科全種、ジョウゴグモ科のうち 2 属全種、イトグモ属のうち 3 種、ゴケグモ属のうち 4 種（ハイイロゴケグモ、セアカゴケグモ、クロゴケグモ、ジュウサンボシゴケグモ）、ザリガニ類 2 属全種と 2 種（アスタクス属全種、ウチダザリガニ/タンカイザリガニ、ラスティークレイフィッシュ、ケラクス属全種）、モクズガニ属全種、カワヒバリガイ属全種、クワツガガイ、カワホトトギスガイ、ヤマヒタチオビ、ニューギニアヤリガタリクウズムシ
植物 (12 種類)	ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ボタンウキクサ、アゾラ・クリスタータ、オオキンケイギク、ミズヒマワリ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオフサモ、スパルティナ・アングリカ、オオカワヂシャ
計 107 種類	

（注）環境省の資料により、中国四国管区行政評価局が作成した。

資料2 特定外来生物指定種一覧（指定時期順）

時期	種類数	分類群	種名
公布： 平成17年4月27日 施行： 平成17年6月1日	1科2属39種 (42種類)	哺乳類	フクロギツネ、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハラリス、トウブハイイロリス、カニクイアライグマ、アライグマ、ジャワマンゲース、キョン(11種)
		鳥類	ガビチョウ、カオグログビチョウ、カオジログビチョウ、ソウシチョウ(4種)
		爬虫類	カミツキガメ、グリーンアノール、ブラウンアノール、ミナミオオガシラ、タイワンスジオ、タイワンハブ(6種)
		両生類	オオヒキガエル(1種)
		魚類	チャンネルキャットフィッシュ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス(4種)
		昆虫類	アルゼンチンアリ、アカカミアリ、ヒアリ(3種)
		無脊椎動物	キョクトウサソリ科全種、ジョウゴグモ科のうち2属全種、イトグモ属のうち3種、ゴケグモ属のうち4種(セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ、ジュウサンボシゴケグモ、クロゴケグモ)(1科、2属、7種)
		植物	ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ミズヒマワリ(3種)
公布： 平成17年12月14日 施行： 平成18年2月1日	9属34種 (43種類)	哺乳類	ハリネズミ属全種、タイリクモモンガ、キタリス、マスカラット、アメリカミンク、シカ亜科全種(アキシスジカ属、シカ属、ダマシカ属、シフゾウ)(4属、5種)
		両生類	キューバズツキガエル、コキーコヤスガエル、ウシガエル、シロアゴガエル(4種)
		魚類	ノーザンパイク、マスキーパイク、カダヤシ、ストライプトバス、ホワイトバス、ヨーロッパアンパーチ、パイクパーチ、ケツギョ、コウライケツギョ(9種)
		昆虫類	テナガゴガネ属全種、ココミアリ(1属、1種)
		無脊椎動物	ザリガニ類2属全種と2種(アスタクス属全種、ウチダザリガニ、ラストイークレイフィッシュ、ケラクス属全種)、モクズガニ属全種、カワヒバリガイ属全種、クワガガイ、カワホトトギスガイ、ヤマヒタチオビ、ニューギニアヤリガタリクウズムシ(4属、6種)
		植物	オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ、アレチウリ、オオフサモ、スパルティナ・アングリカ、ボタンウキクサ、アゾラ・クリスタタ(9種)
公布： 平成18年7月13日 施行： 平成18年9月1日	2属1種 (3種類)	昆虫類	クモテナガゴガネ属全種、ヒメテナガゴガネ属全種、セイヨウオオマルハナバチ(2属、1種)
公布： 平成19年7月31日 施行： 平成19年9月1日	1種	爬虫類	アノリス・アングスティケプス(1種)
公布： 平成19年11月16日 施行： 平成20年1月1日	12種	爬虫類	ナイトアノール、ガーマンアノール、ミドリオオガシラ、イヌバオオガシラ、マングローブヘビ、ボウシオオガシラ(6種)
		両生類	プレーンズヒキガエル、キンイロヒキガエル、アカボシヒキガエル、オークヒキガエル、テキサスヒキガエル、コノハヒキガエル(6種)
公布： 平成21年12月11日 施行： 平成22年2月1日	1種	哺乳類	シママンゲース(1種)
公布： 平成23年5月18日 施行： 平成23年7月1日	3種	爬虫類	アノリス・アルログス、アノリス・アルタケウス、アノリス・ホモレキス(3種)
公布： 平成25年7月5日 施行： 平成25年9月1日	2種	哺乳類	フィンレイソンリス、ファイリマンゲース(2種)
合計	1科13属93種(107種類)		

(注) 環境省の資料による。

資料3 調査対象とした鳥取県、広島県、山口県、徳島県及び香川県の5県における特定外来生物の分布状況

区分	哺乳類			鳥類	爬虫類	両生類	魚類				昆虫類	クモ類				植物								計	
	①	②	③				④	⑤	⑥	⑦		⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲		⑳
番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	計 24
種類	ヌートリア	アライグマ	クリハラリス	ソウシチョウ	カミツキガメ	ウンガエル	カダヤシ	ブルーギル	コクチバス	オオクチバス	アルゼンチンアリ	ハイゴケグモ	セアカゴケグモ	クロゴケグモ	オオキンケイギク	オオハンゴンソウ	ナルトサワギク	アレチウリ	オオカワヂシャ	ナガエルのゲイトウ	ブラジルドメグサ	ボタンキクサ	アゾラ・クリスタータ	オオフサモ	
鳥取県	○	○		○		○	○	○		○			●		○	○		○	○			○		○	14
広島県	○	○		○		○	○	○	○	○	○		●		○	○		○	○			○	○	○	17
山口県	○	○		○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○		●	○	○	○	19
徳島県		○	○	○	●	○	○	○	○	○	●		●		○	●	○	○	○	○		○	○	○	20
香川県	○	○	○	○		○	○	○	○	○			●		○	●	○	○	●	●		○	○	○	19
計	4	5	2	5	1	5	5	5	3	5	3	1	5	1	5	5	2	5	5	2	1	5	4	5	
所管省庁	環境省 農水省		環境省				環境省 農水省			環境省				環境省 国交省			環境省								

- (注) 1 表中で○及び●を付したものは、該当県内において、特定外来生物の分布が確認されているものを示す。
 2 ○は、環境省のインターネットホームページの特定外来生物等一覧（最終更新：2013年9月1日）の「平成21年度までに個体が確認された地点図」による。
 3 ●は、中国四国管区行政評価局及び四国行政評価支局の調査結果による。
 4 表中の「所管省庁」は、外来生物法第11条に基づく防除の公示の所管省庁を示す。

資料4 調査対象5県内における外来生物法第18条に基づく防除の確認
又は認定及び鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲許可によるヌート
リア・アライグマの捕獲実績

(単位：頭)

区分	年度	外来生物法		鳥獣保護法		計	
		ヌートリア	アライグマ	ヌートリア	アライグマ	ヌートリア	アライグマ
鳥取県	H22	1,668	0	754	31	2,422	31
	H23	1,257	0	620	17	1,877	17
広島県	H22	0	0	157	7	157	7
	H23	66	9	159	2	225	11
山口県	H22	—	—	0	9	0	9
	H23	—	—	0	7	0	7
徳島県	H22	—	0	0	12	0	12
	H23	—	0	0	9	0	9
香川県	H22	22	358	28	44	50	402
	H23	129	149	0	99	129	248

(注) 1 中国四国管区行政評価局及び四国行政評価支局の調査対象5県に対する調査結果による。
2 表中の「—」は、外来生物法に基づく防除の確認制度が導入されていないことを示す。

資料5 外来生物法と鳥獣保護法に基づく鳥獣の捕獲の比較

区分	外来生物法に基づく「確認・認定」	鳥獣保護法に基づく「捕獲許可」
目的	<ul style="list-style-type: none"> 生態系、人の生命若しくは身体、農林水産業に係る被害の防止 ●被害未発生時の予防的捕獲、生態系からの完全排除も含んだ計画的防除が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境、農林水産業、生態系に係る被害の防止等 野生鳥獣の保護と両立が必要（個体数調整）
捕獲個体の取扱	●生きたままの運搬等を伴う防除が可能	捕獲現場での安楽殺処分又は地方公共団体職員等への引渡し
講習を受けた免許非所持の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●ワナの設置から捕獲、運搬までの一連の作業が可能 ●従事者証は確認・認定を受けた地方公共団体等が作成 	<ul style="list-style-type: none"> ワナの設置、止め刺し、運搬は実施できない（ワナの見回りは可能） 従事者証は許可権者が作成
鳥獣法の禁止猟法等	使用できない (鳥獣を対象とする場合の要件)	●別途許可を受ければ可能
捕獲数量	●数量の上限を設ける必要なし。	数量を決めて申請
権限	地方環境事務所長及び地方農政局長 (北海道は農林水産大臣、沖縄県は沖縄総合事務局長)	都道府県知事又は地方環境事務所長 (一部の市町村長)

(注) 1 本表は、環境省の資料による。
2 ●は、外来種の防除の観点から優れている点を示す。
3 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第34条第1項により、特定外来生物のうち、ヌートリア及びアライグマに係る主務大臣は環境大臣及び農林水産大臣とされている。
また、外来生物法第18条に基づく「確認・認定」に係る環境大臣及び農林水産大臣の権限は、同法施行規則第36条第5号により、地方農政局長及び地方環境事務所長に委任されている。

資料6 鳥取県によるヌートリア等の防除の推進に係る取組状況（推奨事例）

1 鳥取県のヌートリア等の防除の推進に係る取組

鳥取県は、平成20年3月に、「鳥取県ヌートリア・アライグマ防除の指針」を策定し、外来生物法に基づく「防除実施計画」を市町村等が策定することにより、県・市町村・住民等が一体となった防除の取組を行う方向を示すとともに、次のとおり、県内市町村が確認制度を導入して防除の推進を図ることができるよう環境を整えている。

① 鳥取県ヌートリア・アライグマ防除の指針及びヌートリア・アライグマ防除マニュアルの策定

鳥取県は、特定外来生物に指定されているヌートリア・アライグマの個体数・生息域が拡大しつつあること等を踏まえ、法に基づく「防除実施計画」を市町村等が策定することにより効果的な防除を推進するため、「鳥取県ヌートリア・アライグマ防除の指針」及び防除方法を分かりやすく示した「ヌートリア・アライグマ防除マニュアル」を策定した。

② ニートリア・アライグマ捕獲推進のための支援対策（捕獲奨励金）

ヌートリア及びアライグマを捕獲した場合、奨励金を交付（単県交付金）することとしている。

- ・ヌートリア：原則3,000円/頭（県1/2、市町村1/2） 平成16年度から交付
- ・アライグマ：10,000円/頭（県1/2、市町村1/2） 平成18年度から交付

（注）鳥獣による農林水産物等への被害を防止し有害鳥獣の個体数を減少することを目的とするものであるが、奨励金の交付対象者は、鳥獣保護法に基づく鳥獣捕獲許可者に限定することなく、法に基づく従事者（狩猟免許を有しない講習受講従事者を含む）も対象とすることとし、県内市町村が確認制度を導入し防除を推進することのできるよう環境を整えている。

③ 市町村が行う防除従事者確保のための講習会開催に係る支援

鳥取県は、県内市町村が確認制度を導入し、新たな防除従事者確保のための講習会を開催するに当たり、講師派遣を積極的に行うことにより制度、捕獲方法等について周知するとともに、その運営をサポートしている。

（注）わな免許を持たない者（例：捕獲班、地方公共団体職員、農家等）も、法に基づく講習会を受講して従事者証の交付を受ければ、箱わなを使用してヌートリア・アライグマの捕獲が行える。

2 鳥取県の取組の効果

平成25年9月末現在、鳥取県内の全19市町村のうち、ヌートリアについては12市町が、アライグマについては11市町が防除の確認を受けて防除に取り組んでいる。

特にヌートリアについては、防除の取組の効果によって平成22年度に12市町全体で1,668頭を捕獲したものが、24年度は750頭と減少傾向にあるなど、成果を挙げている。

鳥取県では、防除の確認制度においては、捕獲の際に生きたままの運搬等が可能であること、所定の講習を受講した一般農家など狩猟免許を有しない者であっても捕獲が可能などのメリットがあり、当該制度を導入し、捕獲従事者を確保して、防除活動に積極的に取り組めば、効果的な防除が行えることから、未だ確認制度を導入していない市町村に対しても、確認制度の導入について働きかけていきたい、また、中国四国地方環境事務所からも強く働きかけてほしいとしている。

また、確認制度を導入している鳥取市の場合をみると、平成20年6月に確認制度を導入し、講習を実施して新たに防除従事者を確保し、県の捕獲奨励金制度を活用するなどして防除活動に取り組んでいる。

その結果、ヌートリアについて、確認制度導入前の平成19年度は192頭の捕獲数であったものが、確認制度導入後の平成20年度は552頭に増加、平成21年度には1,618頭まで上昇、この年度を境に防除の取組に効果が現れ捕獲数減少に転じている。ヌートリアによる農作物被害状況をみると、ピーク時の平成21年度において、被害金額872千円、被害面積89aであったものが、平成24年度は農作物被害は報告されておらず、防除効果が顕著なものとなっている。

表1 鳥取市のヌートリア捕獲状況

（単位：頭）

区分	平成19年度	20	21	22	23	24	備考
特定外来法	0	405	1,504	1,095	901	622	
鳥獣保護法 （有害鳥獣捕獲許可）	192	147	114	29	20	15	
計	192	552	1,618	1,124	921	637	

（注）鳥取県の資料による。

表2 鳥取市のヌートリアによる被害状況

（単位：千円、a）

区分	平成20年度	21	22	23	24
金額	576	872	75	24	-
面積	51	89	4	2	-

（注）鳥取県の資料による。

資料 7 調査対象河川国道事務所等におけるオオキンケイギクが管理区域周辺の土地と一体となって繁茂している箇所

区 分	河川部局		道路部局	
	管理区域周辺の土地と一体とな って繁茂している箇所数 (該当箇所の概要)	隣接地の 管理者	管理区域周辺の土地と一体とな って繁茂している箇所数 (該当箇所の概要)	隣接地の 管理者
鳥取河川国道事務所	0	——	0	——
倉吉河川国道事務所	0	——	1 (山陰道米子東 I C 付近の土地)	不明
日野川河川事務所	0	——	/	
福山河川国道事務所	0	——	2 (三原市内の広島県管理の二級 河川及び国道 2 号と広島県道と の交差点付近)	広島県
三次河川国道事務所	2 (三次市内の江の川の管理道路 の路肩付近 2 か所)	三次市	0	——
太田川河川事務所	0	——	/	
広島国道事務所	/		1 (竹原市内の国道 185 号沿線の土 地)	不明
山口河川国道事務所	0	——	1 (国道 2 号と岩国市内の岩国市 道との交差点付近)	岩国市

(注) 中国四国管区行政評価局、鳥取行政評価事務所及び山口行政評価事務所の調査結果による。

資料8 抜取りによる効果的な防除が必要と認められる事例

事務所名	説明														
倉吉河川国道事務所	<p>倉吉河川国道事務所（道路部局）では、作業量、生育面積等を勘案し、オオキンケイギクが広範囲に生育している場合は刈取り、生育が僅かである場合は抜取りによる防除を行うこととしており、同事務所管内の山陰道米子東インターチェンジ付近においては、オオキンケイギクが広範囲に生育しているため、平成24年度及び25年度は刈取りによる防除を行っている（「広範囲」、「僅か」の基準はなく、委託業者との協議により防除方法を決定）。</p> <p>しかし、当該付近におけるオオキンケイギクの生育面積は、表1のとおり、前年度比で53%増（約1.5倍増）と著しく拡大している状況となっている。</p> <p>表1 山陰道米子東インターチェンジ付近における生育面積比較（単位：㎡）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成24年度 ①</th> <th>平成25年度 ②</th> <th>増加面積 ②－①</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山陰道米子東インターチェンジ付近</td> <td>4,398.59</td> <td>6,709.27</td> <td>2,310.68 (前年度比53%増)</td> </tr> </tbody> </table> <p>一方、日野川河川事務所及び鳥取河川国道事務所（鳥取国道維持出張所）では、①オオキンケイギクは多年草であるため、防除方法としては、刈り取るより抜き取る方がより防除効果が高いこと、②刈取りによる防除を続けるだけではオオキンケイギクの生育面積が拡大するため、生育面積の小さいうちに抜取りを開始する方が、より費用対効果が高いことなどから、表2のとおり、抜取りによる防除を実施している。</p> <p>表2 鳥取県内の他の河川国道事務所等におけるオオキンケイギクの防除の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務所名</th> <th>防除の実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日野川河川事務所</td> <td>平成24年度からオオキンケイギクの生育を把握し、抜取りによる防除を行っている。 平成24年度に抜取りを行った箇所（11地点）における25年度の生育状況をみると、生育面積が4,538.25㎡から1,379㎡に大幅に減少（前年度比70%減）している。</td> </tr> <tr> <td>鳥取河川国道事務所 （鳥取国道維持出張所）</td> <td>平成24年度までは、オオキンケイギクの生育を確認した場合は刈取りによる防除を行っていたが、平成25年度からは費用対効果等を考慮し効果的な防除を行うため、群生している箇所を含め、生育が確認された28,845㎡全て抜取りにより防除を行っている。</td> </tr> </tbody> </table> <p>このため、倉吉河川国道事務所（道路部局）では、今後、防除方法の変更を行わなければ、オオキンケイギクの生育が拡大し、防除費用が増大することが懸念されることから、抜取りによる効果的な防除を行う必要があると認められる。</p>	区分	平成24年度 ①	平成25年度 ②	増加面積 ②－①	山陰道米子東インターチェンジ付近	4,398.59	6,709.27	2,310.68 (前年度比53%増)	事務所名	防除の実施状況	日野川河川事務所	平成24年度からオオキンケイギクの生育を把握し、抜取りによる防除を行っている。 平成24年度に抜取りを行った箇所（11地点）における25年度の生育状況をみると、生育面積が4,538.25㎡から1,379㎡に大幅に減少（前年度比70%減）している。	鳥取河川国道事務所 （鳥取国道維持出張所）	平成24年度までは、オオキンケイギクの生育を確認した場合は刈取りによる防除を行っていたが、平成25年度からは費用対効果等を考慮し効果的な防除を行うため、群生している箇所を含め、生育が確認された28,845㎡全て抜取りにより防除を行っている。
区分	平成24年度 ①	平成25年度 ②	増加面積 ②－①												
山陰道米子東インターチェンジ付近	4,398.59	6,709.27	2,310.68 (前年度比53%増)												
事務所名	防除の実施状況														
日野川河川事務所	平成24年度からオオキンケイギクの生育を把握し、抜取りによる防除を行っている。 平成24年度に抜取りを行った箇所（11地点）における25年度の生育状況をみると、生育面積が4,538.25㎡から1,379㎡に大幅に減少（前年度比70%減）している。														
鳥取河川国道事務所 （鳥取国道維持出張所）	平成24年度までは、オオキンケイギクの生育を確認した場合は刈取りによる防除を行っていたが、平成25年度からは費用対効果等を考慮し効果的な防除を行うため、群生している箇所を含め、生育が確認された28,845㎡全て抜取りにより防除を行っている。														

（注）鳥取行政評価事務所の調査結果による。

資料9 セイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可者に対する現地調査結果

(単位：件、施設)

区分	飼養等の許可件数 (H25.7末有効分)	うち、抽出調査件数	特定飼養等施設の管理等の状況					計 (実数)
			① 施設の 天窗、側窓 等の施設 開口部に ネットは 展張され ているが、 不完全な 展張が行 われてい たり、当該 ネットや 施設の一 部に破損 箇所がみ られるもの	② 施設の 外部との 出入口の 戸が二重 以上にな っていないもの	③ セイヨ ウオオマ ルハナバ チが逸出 可能な構 造の給排 水施設に ネットの 展張等の 措置が講 じられて いないもの	④ 飼養等 の開始後 に施設前 に許可証 のコピー を掲出す る等の識 別措置が 講じられ ていないもの	⑤ 識別措 置は行っ ているが 当該措置 内容を中 国四国地 方環境事 務所に届 け出してい ないもの	
鳥取県	15	2 (5)	1 (1)	0 (—)	0 (—)	2 (3)	0	2 (3)
広島県	47	3 (6)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	2	3 (3)
山口県	90	0 (0)	—	—	—	—	—	0 (0)
香川県	139	5 (5)	1 (1)	1 (1)	0 (—)	0 (—)	0	2 (2)
計	291	10 (16)	5 (5)	2 (2)	1 (1)	3 (4)	2	7 (8)

- (注) 1 中国四国管区行政評価局及び四国行政評価支局の調査結果による。
 2 表中の「計」欄は、①から⑤の許可案件又は施設の実数を示す。
 3 表中の()は、特定飼養等施設(ハウス)数を示す。